

新潟市告示第 8 0 5 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長(m)
一般 国道	1 1 3 号	新潟市東区下山三丁目 1444 番 1 地先から 新潟市東区下山三丁目 629 番 1 地先まで	前	10.8 ~ 14.5	241.0
			後	12.6 ~ 25.0	241.0
一般 国道	3 4 5 号	新潟市東区下山三丁目 1444 番 1 地先から 新潟市東区下山三丁目 629 番 1 地先まで	前	10.8 ~ 14.5	241.0
			後	12.6 ~ 25.0	241.0